

北上地区消防組合訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合消防事務代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩文

北上地区消防組合消防事務代決専決規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防事務代決専決規程（昭和49年北上地区消防組合訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係） 専決事項表		別表（第3条関係） 専決事項表	
消防長	(1)～(4) [略]  (5) 法第22条第3項の規定による <u>火災警報</u> の発令に関すること。  (6)～(18) [略]  (19) 北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号）第29条第5号に規定する区域の指定に関すること。	消防長	(1)～(4) [略]  (5) 法第22条第3項の規定による <u>火災に関する警報</u> の発令に関すること。  (6)～(18) [略]  (19) 北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号。以下「 <u>条例</u> 」という。）第29条第5号に規定する区域の指定に関すること。

	<u>(20)～(22)</u> [略]		<u>(20) 条例第29条の8第1項に規定する林野 火災に関する注意報の発令に関すること。</u>
[略]	[略]	[略]	<u>(21)～(23)</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。